

第1回小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター 指定候補者選定委員会 会議録

- 1 日時 令和2年7月7日（火）午後2時から午後4時30分
- 2 場所 小田原市役所 7階 大会議室
- 3 出席者 奥山委員、小野委員、柳井委員、佐々木委員、杉崎委員、山下委員
事務局 子育て政策課：柳澤副課長、石渡主査、相原主任

4 会議内容

(1) 子ども青少年部長挨拶及び委嘱状交付

(2) 委員自己紹介

(4) 事務局職員自己紹介

(5) 正副委員長の選出

奥山委員が委員長、杉崎委員が副委員長に決定した。

(6) 諮問

「令和3年度の小田原市ファミリー・サポート・センター事業の事業者の選定」、「マロニエ」、「いずみ」、「こゆるぎ」の各子育て支援センターにおける令和3年4月1日から令和8年3月31日までの指定候補者の選定」及び「マロニエ」、「いずみ」、「こゆるぎ」の各子育て支援センターにおける令和2年10月1日から令和3年3月31日までの指定候補者を、令和2年9月30日までの事業受託者とする事の適正性」について諮問を行った。

(7) 議題

- (1) 小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会について

委員長：それでは、議題（1）小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会について、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料1に基づき説明）

委員長：ただいまの説明について何か意見や質問があるか。

委員：事業者及び指定候補者を選定する上で行うプレゼンテーションについて、日程はすでに決まっているのか。

事務局：本日の議題6「その他」において、各委員の予定を確認した上で、第2回目の委員会開催日を決定したいと考えている。

委員長：その他に何か意見や質問があるか。

（発言なし）

(2) 小田原市ファミリー・サポート・センター事業及び子育て支援センター事業について
委員 長：それでは、議題（2）小田原市ファミリー・サポート・センター事業及び子育て支援センター事業について、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料5-1、5-2に基づき説明）

委員 長：ただいまの説明について何か意見や質問があるか。

委員 員：子育て分野に関するこれまでの市議会への要望事項を確認した。その中で、ママエンジェルス、居場所づくり、子ども食堂、Asmama という事業があるようだが、ファミリー・サポート・センター事業と子育て支援センター事業がこれらとどのように関係しているのかを伺いたい。

また、ファミリー・サポート・センター事業については、支援会員と依頼会員とのマッチング方法と、ファミリー・サポート・センター事業が小田原市のケアタウン構想における地域の相互扶助とどのように関係しているのかについて伺いたい。
その他、地震など災害が起こった緊急時に子どもを預けていた場合における、避難場所や活動内容についてはどのように考えているのか伺いたい。

事務局：市では、子ども食堂については事業者に対して補助を行っているが、子どもの居場所づくりという観点では、子育て支援センターが機能的には近い事業であり、一方、Asmama は子どもの預かりなど人的支援に係る事業であることから、機能としてはファミリー・サポート・センターが近い事業である。

昨今では核家族が増加し、祖父母がいない家庭が多く、地域に知り合いが少ない人が多い中で、産前産後期は外出もできなく孤立しがちであり、こうした状況の下、子育てに関する情報や同じ悩みを持つ人同士が交流し合える場を提供し子育ての負担軽減を図ろうとするのが子育て支援センターである。

子ども食堂は、子どもの健全な成長ということを目的にしており、経済的事情や家庭の事情等により一人で食事をとっている家庭などへの支援として、地域でサポートしようとするのが子ども食堂である。「子ども」を主体に考えているのか、子育て支援センターのように親と子を対象にしているのかが両事業の違いの一つである。
ファミリー・サポート・センター事業については、例えば、仕事などの事情により時間が制限され子どもを迎えに行けない人がいた場合、送迎をできる支援会員とマッチングをすることで、子育てのサポートを行い負担軽減を図るというものである。
マッチング方法については、支援会員であればどのような支援を行えるのか、また依頼会員はどのような支援をして欲しいのかの希望を会員登録の際に確認しており、依頼会員から支援の依頼があった際に、依頼に対する支援をできる支援会員とマッチングをするというものであり、マッチングをする上では資格等を要するものではないが、全国でファミリー・サポート・センター事業が実施されている中では、団体向けの研修会も開催されているが、そういった研修に自発的に参加している団体

や独自でスキルアップを図ろうとする団体もあると思う。

ケアタウン構想との関係については、ファミリー・サポート・センターと子育て支援センターの両事業そのものがすべてケアタウン構想に位置付けられているものではないが、地域における子どもや親子の居場所などに関する大枠の部分については連携している部分はある。

緊急時の避難場所との関係については、子育て支援センターは場を提供するものであり、ファミリー・サポート・センターはマッチングをした会員同士が自宅や公園などで活動をしているという違いがある。子育て支援センターは場を提供するものなので災害時に利用者がいることは想定されるが、災害時に避難場所になるものではなく、実際に開館時に災害が起こった場合は、周囲の状況等安全を確認した上で子育て支援センターから退出していただいております、利用者全員が退出した後は臨時休館としている。

委員：災害時において、一時的な避難所として運営をする考えはないのか。

事務局：資料5-2のとおり、子育て支援センターはタウンセンター内に設置しており、タウンセンター自体が避難所となることから、タウンセンターにある会議室等と同様に一避難場所として利用することはあるかもしれないが、子育て支援センター単独で避難所として開設をする考えはない。

委員：一部公民館を避難場所としているところもあると思うが、逆に公民館を子育て支援センターとして利用するという考え方はあり得るのか。

事務局：小田原市では、公民館は地域が所有し地域で管理・運営をしていることもあり、地域における一時避難場所として活用されていることはあるが、市として災害時に公民館を避難所として活用するという事はない。

子どもの居場所としての活用については、民間団体が児童館のような取組の活動場所として公民館を利用しているケースもある。

委員：先ほどのファミリー・サポート・センターに関する説明においては、支援者の預かり場所は自宅や公園などであるとの話であったが、公民館を預かり場所とすることは可能なのか。

事務局：公民館を支援者個人が借りて預かり場所として利用しているということはあるが、何人位の人が利用しているのかは把握していない。

委員：基本的には、預ける人と預かる人の話し合いの中で、この日はここで預かりを行うということが成立をすれば公民館が預かり場所になることもある。

事務局：実際に、子育て支援センターで預かりをしているケースもある。

以前までは、ファミリー・サポート・センター事業における預かりは、原則支援会員の自宅で行うという国の規定があったが、ここ数年でこの規定が緩和され自宅以外の場所でも、子育て支援センターなどで預かりを行えるようになったので、今後

自宅以外の場所での預かりは増えてくると考えている。

委員長：ファミリー・サポート・センターと子育て支援センターは、国の地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた事業であり、地域子育て支援拠点事業については、利用対象年齢が就学前までとなり0歳から6歳までとなっており、ファミリー・サポート・センターについては小学生までが対象年齢となっている。

これらの事業を実施する上では国の基準があって、例えば地域子育て支援拠点事業一般型では1日5時間、週3日以上の開設することなどの条件がある。多くても週1日程度の開催である子ども食堂だと国の基準に適合しないが、こうした国の基準が設けられている中で、様々な取組が行われている。

委員：子育て支援センターの募集要項にある、子育てアドバイザーの配置人数はどのように決めているのか。

委員長：国の基準では2人以上となっている。

委員：保育施設だと子どもの人数に対しての人数配置となっているが、親も一緒だからなのか、配置人数が少なく感じる。

委員長：国の基準では2人以上としており、これには面積基準は含まれていない。小田原市では国の基準を踏まえながら人数配置を考えていることと思う。

事務局：小田原市では、いずみとこゆるぎ子育て支援センターは2人以上、マロニエ子育て支援センターは3人以上となっているが、委員長のご発言のとおり、国の基準では2人以上と規定されている中ですが、マロニエ子育て支援センターについては、他施設よりも広く、広いことで利用人数も多いことから3人以上としたものである。

(3) 令和2年度下半期の指定候補者の選定について

委員長：それでは、議題(3) 令和2年度下半期の指定候補者の選定について
(事務局 資料7に基づき説明)

委員長：議題(3)は、小田原駅東口再開発ビルにおだびよ子育て支援センターが移設し、指定管理者制度が導入されることから、これに伴い、その他3つの子育て支援センターも10月から指定管理者制度を導入することになったため、令和2年度下半期の指定候補者の選定について協議をするものである。

委員長：ただいまの説明について何か意見や質問があるか。

委員：本日の委員会では、令和2年度下半期の指定管理者の選定と、令和3年度から5年間の指定管理者の選定をそれぞれするという理解でいいのか。

事務局：本日の委員会では、令和2年度下半期の指定候補者の選定と令和3年度からの指定候補者の選定に向けて、募集要項等の内容について審議をしていただくものであり、令和3年度からの指定管理者の選定については、次回の委員会で行うものである。

委員：基本的に受託者には5年間の優先交渉権があり、毎年の前年の実績に基づき契約をしている。おだびよ子育て支援センターについては、本年10月より小田原駅東口図書館との一体的な指定管理者を行うことになったことから、先だって昨年度に指定候補者を選定したものであり、残り3つの子育て支援センターについては、おだびよ子育て支援センターに併せ、本年10月より指定管理者制度を導入しなければならなくなったことから、4月から9月までは業務委託、10月から下半期を指定管理者による管理・運営とするものであり、令和2年度末まで優先交渉権が残っていることなどを踏まえ、現在の委託事業者を令和2年度下半期の指定管理者として選定したいと考えているものである。

委員：現在の委託事業者については、これまでの実績上、特段の問題点等はなかったということでのいいのか。

事務局：お見込みのとおりである。

委員長：それでは質問等も尽きたようなので、事務局からの提案のとおり、令和2年度下半期の指定管理者については、現在の委託事業者ということによろしいか。

各委員：異議なし。

事務局：それでは、本議題については、本委員会の諮問事項の一つであることから、委員長と答申書の作成について調整させていただくがよろしいか。

各委員：異議なし。

(4) 令和年度事業者及び指定候補者の募集について

委員長：それでは、議題(4)令和3年度事業者及び指定候補者の募集について、まずは、ファミリー・サポート・センター事業者について、事務局から説明をお願いします。(事務局 ファミリー・サポート・センター事業別紙1～12に基づき説明)

委員長：ただいまの説明について何か意見や質問があるか。

委員：ファミリー・サポート・センター運営方針にある事業の経緯について、依頼会員1,209人、支援会員が423人、両方会員が60人となっており、依頼会員より支援会員の方が少ない状況である。

支援会員が少ない中での依頼会員とのマッチングは色々と調整が必要であると思うが、募集要項など今回の募集に係る資料の中に、会員同士のマッチングを図る上での調整・コーディネート必要性・重要性について盛り込む余地はあるのか。

委員：ファミリー・サポート・センターについて、このような取組をしてはどうかと考えていることがある。

実際、依頼会員と比べ支援会員が少ない現状を考慮しつつ、預ける側の立場として預けるハードルを低くするというのを考えると、年に何回か開催しているファミリー・サポート・センターの研修の中で、短時間で構わないので支援会員と依頼会

員とが集まり、両会員がいるその場で子どもの面倒を見てもらうという取組を実施してみてもどうかと思う。

実際に福岡県内のファミリー・サポート・センターでは、預かりっ子という名称でこうした取組を実施しており、実際に自分の子を預けた時に自分の子どもはどんな感じになるのだろうか、他の人から見ると自分の子はどのような点に困るのだろうかなどの状況把握にもつながる。こうした取組が預け易さにもつながると考える。

委員長：依頼会員より支援会員の方が少ないということは、全国どの自治体でも共通の課題ではあるが、預かるという支援会員がいても、預ける側の不安もあるので、預かる側の支援会員向けの研修をしてはどうかというご意見である。

これらの質問に対する事務局の考え方はいかがか。

事務局：子育て世帯の支援会員を増やしたい、預けるハードルを低くするということでは、別紙2 運営方針P 2 をご覧いただきたい。現在はファミリー・サポート・センター事務局に行って登録手続きをするものであるが、子育て支援センターでも会員受付ができるようにするという点について記載している。

この意図としては、現在の支援会員は高齢者が多く、知り合いではない人に預けることをハードルに感じる人がいるのではないかと考え、子育て支援センターで会員登録の申請をできるようにすることで、子育て支援センターを利用している顔見知りの関係にある人にも預けるきっかけにつながるなど、ママ友と子育てシェアをするような感覚で預かり合えれば預けるハードルも低くなるのではと考えている。

委員：会員数は登録数となっており、毎年年度末に継続の意思を確認しているものであり、そのうち、依頼会員の実利用者数 240 人、支援会員の実利用者数は 109 人、両方会員の実利用者数は 60 人となっている。

支援会員を増やすことは大きな課題となっており、別紙8の事業計画書のP 2にある会員の募集、登録に関する事項の中に、会員数の増加に向けた取組について記載する欄を設けている。

また、別紙13の審査基準2の会員募集、登録に関する審査項目において、子育て世代の支援会員の増加について明記するなど、子育て世代の支援会員の増加について優れた提案をしてきた事業者を選定するため、傾斜配分をするなどしている。

委員長：続いて、子育て支援センター指定候補者について、事務局から説明をお願いします。
(事務局 子育て支援センター事業別紙1～13に基づき説明)

委員：募集要項中の提出書類に貸借対照表及び損益計算書とあるが、株式会社やそれ以外の団体でもキャッシュフローがない場合がある。キャッシュフローの作成は任意なので作成していないことがあるが、設備の購入や施設を改修する事業の場合に、貸借対照表と損益計算書とキャッシュフローが合わないことがあり、そのため、資金

繰り表か資金移動表など現金の動きのわかる書類を提出書類に含めるケースもあることから、提出書類に追加した方がいいと考える。

ファミリー・サポート・センターの審査基準には、子育て支援センターとは異なり財務状況に係る審査項目が記載されていないが、記載しなくていいものか確認させていただきたい。

委員：別紙9の事業計画書中、P2の2、子育てひろばの提供と交流の促進について、上から5つ目にある、子どもにとって安全な環境（衛生管理・事故防止）を提供するための取組についてとあるが、このカッコ書きの文言に、「年齢や発達の差に応じた」を追記し、（年齢や発達の差に応じた衛生管理・事故防止）として方がいいと考えるかいかがか。

また、P4の5、子育てに関する講習・イベントの実施について、1つ目の項目として、参加者の自己実現に繋がる取組についてとあるが、自己実現はハードルが高いと思うので、自己実現ということばではなく、自己肯定感を高める取組という文言にしてはどうかと考えるかいかがか。

事務局：子育て支援センターの事業計画書中、P4の5にある子育てに関する講習・イベントの実施については、自己実現という言葉が難しいというご意見であったが、今回この資料を読むのは子育てをしている母親など子育て家庭ではなく、子育て支援を行う団体であることから、自己実現という表現を用いたものであるが、ご意見を踏まえ、参加者の自己実現に繋がる、または自己肯定感を高めるような取組と追記するような形にしてはどうかと思うかいかがか。

また、P2の2、子育てひろばの提供と交流の促進については、事故防止という文言は幅広い意味を含んだものであることから、年齢または発達の差に応じた事故防止と限定されてしまうことが懸念されるので、年齢または発達の差にも配慮した衛生管理・事項防止としてはどうかと思うかいかがか。

委員：特に問題はない。

委員：委員長の日頃、子育て支援拠点事業などを実施している立場から、踏まえた方がいいと思うポイントなどあればご助言していただきたい。

委員長：子育て支援センターの利用者の年齢が0～1歳が中心となっており、これを踏まえると産前から子育て支援センターの認知度を高めることが重要であると考えているが、小田原市では、子育て世代包括支援センターや保健センターなどとはどのような連携を図っているのか、妊娠期に子育て支援センターを紹介しつながりをつくるなどの連携を行っているのか伺いたい。

事務局：小田原市は大きな川を境に川西地区、川東地区とに分かれており、子育て世代包括支援センターは川東地区に位置しているが、年2回程度子育て支援センターとの打ち合わせの機会を設けているほか、健康づくり課が行う産後の健診などにおいて子

育て支援センターなどの情報を掲載したチラシなどを配布してもらうなどの連携を図っている。

しかしながら、子育て政策課としては、この連携もまだまだ弱いと感じており、もう一步踏み込んだ事業の連携強化が今後の課題として考えているところである。

委員長：母子保健の部署との連携は、どの自治体でも課題となっているが、例えば、子育て支援センターを利用せず保育園に通い始める家庭もあることから、子育て支援センターでプレママ・プレパパ向けの取組を実施することで子育て支援センターを認知してもらうとともに、切れ目なく支援をすることにより、保育園通園前から子育て支援センターやファミリー・サポート・センターを利用してもらうきっかけをつくることで、保育園通園後の利用にもつながるのではないかと思う。

その他、仕様書にも記載されているが、パパの巻き込み方は重要であり、産前からの巻き込んでいくこと大事である。土曜日に子育て支援センターが開所しているのであれば、土曜日を有効活用することでパパの巻き込みも可能になると考える。

委員：子育て支援センターには、保健師や助産師にも来てもらって色々とお話をさせていただいており、地域子育てひろばにも地域の保健師に来てもらっているので、子育て支援センターにおける年数回の研修以外でも色々連携を図っていると思うが、産前産後期における支援をより一層強化することは大切だと思う。

委員：地域で相談できるコミュニティの必要性を感じていることから、子育て支援センターでママ友を作ったりや地域子育てひろばなどに参加しているが、こうした取組が個別に実施されるのではなく、つながりを持って地域で一体的に実施されることで子育て家庭は守られているような感覚になり、安心して子育てできるようになるのではないかと思う。

委員長：最初は誰に相談をしていいのかも分からず、保健師も地域の人ではないので気軽に相談ができないと感じる人もいる。保育園や幼稚園に通わせるまでは所属感がないため、誰に相談をしていいのかわからないので、子育て支援センターや地域子育てひろばなどが機能し、ここに行けば相談ができるという場所になればいいと思う。

委員：子育て支援センターの別紙5の仕様書にある業務内容について、4つの子育て支援センターの拠点施設として位置付けられているマロニエ子育て支援センターには、(13)として災害時用育児用品の備蓄と記載がある。これはその他の子育て支援センターの仕様書には記載がないが、マロニエ子育て支援センター以外では備蓄をしないということなのか。他の子育て支援センターでも、ミルクなどの簡単な育児用品は備蓄しておいた方がいいのではないかと思う。

事務局：災害用備蓄用品について、子育て支援センター自体は避難所として位置付けているものではなく、災害時の備蓄は育児用品も含め市全体で行っている。こうした中で利用者の多いマロニエ子育て支援センターでは、最低限の災害用育児用品を備蓄す

ることとしているが、この備蓄品も災害がないと破棄することになることから、最低限の備蓄をするというものである。

また、他の子育て支援センターには、マロニエ子育て支援センターほどの収納スペースがない。日頃、災害時用ではなく緊急的に必要になった時のための育児用品は備蓄しているが、それに災害時用の育児用品を追加し備蓄することは難しいと考える。

委員 長：若い世代が防災についての知識がなく、また、自分が住む地域における災害時の対応がどうなっているのかを知らない人もいると思うので、子育て世代向けに防災について学ぶ機会を設けることは大事であると思う。ある地域子育て支援拠点では月に1回程度、ママたちが集まり防災について考える会が設けられており、こうした場や機会を提供することは重要であると思う。

事務局：現在の事業受託者でも、防災に関する講座を実施しており、その講座も地域で活動をされている子育て団体に講師を依頼することで、実際に当事者の視点からの災害時の対応を考えるなどの取組を実施している。

委員 長：意見も尽きたので、事務局案に対する委員からの意見を踏まえ修正し、募集要項を作成していただければと思う。

(5) 令和3年度事業者及び指定候補者の審査について

委員 長：それでは、議題(5) 令和3年度事業者及び指定候補者の審査について、まずは、ファミリー・サポート・センター事業者の審査について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 ファミリー・サポート・センター事業別紙13に基づき説明)

委員 長：ただいまの説明について何か意見や質問があるか。

委員：この審査基準について、公募時にはどの程度詳細に提示する考えか。

事務局：公募時には審査項目及び内容の提示を考えており、この審査基準の項目や内容などを踏まえ事業提案をしてもらうことを想定している。

委員 長：つまり、審査項目ごとの配点は提示しないということか。

事務局：お見込みのとおりである。

委員：先ほど、小野委員から財務に関する資料についてのご意見があったが、それについてはどう考えているのか。

事務局：ファミリー・サポート・センター事業については、指定管理ではなく、業務委託であり、事業期間も単年度ごとであることから、小野委員のご意見にあった財務資料は追加しない考えである。

委員 長：ご意見も尽きたと思うので、続いて、子育て支援センター指定候補者の審査について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 子育て支援センター事業別紙14に基づき説明)

委員長：ただいまの説明について何か意見や質問があるか。

委員：2ページにある、地域の子育て支援活動との連携と支援について、これは子育て地域子育てひろば以外の子育て支援活動との連携も含むという理解でいいのか。

事務局：お見込みのとおりである。

委員長：子育て支援センターの審査項目には、事業の自己評価とあるが、ファミリー・サポート・センター事業は含まれていない理由を伺いたい。

事務局：事業の自己評価は、指定管理業務を行う上での運営組織・利用者サービスをチェックするものであり、他の指定管理業務においても審査項目としているものである。また、ファミリー・サポート・センターの事業期間は単年度であること対し、子育て支援センターは指定管理期間が5年間であることから、5年間にわたり指定管理業務を行う上で事業の自己評価が必要であるとしているものである。

委員長：ファミリー・サポート・センター事業においても自己評価をすることで、例えば提供会員の増加策を検討するなど、自己評価として分析してみてもいいのではないかなと思う。

委員：ファミリー・サポート・センターの審査項目に自己評価を追記するのであれば、審査項目7その他の事業の充実に追記するものとする。

委員長：事業の自己評価を追加できる余地があるのか検討していただければと思う。

事務局：審査項目としてではなく、業務として位置付けることとし、仕様書に盛り込むという考え方もあるので、ご意見を踏まえ検討する。

委員：事務局において、これまでの審議で修正が必要なものは修正し、審査項目については、委員会を踏まえ修正したものを再度委員に確認してもらうということでのいいか。

事務局：審査項目のみならず、本日の委員会を経て修正したものについては、委員に確認していただく。

(6) その他

委員長：事務局からその他として何かあればご発言願う。

事務局：次回第2回の開催日を調整させていただく。今回は10月に開催したいと考えており、現在、会議室を押さえられている日としては、10月7日または10月13日となっている。時間帯はそれぞれ午後を考えているが、委員のご予定はいかがか。

委員：午後というのは具体的には何時頃か。

事務局：応募団体数によっても異なるのが、午後1時～5時頃を予定していただければと思う。

委員：可能であれば7日を希望する。

委員長：その他の委員の都合はいかがか。

各委員：どちらでも対応可能である。

委員長：それでは次回は10月7日とする。

委員長：事務局からはその他何かあるか。

事務局：次回の委員会について、次回は事業者によるプレゼンテーションとその後審査・選定をするので、委員会は非公開にしたいと考えるがいかがか。

各委員：異議なし。

委員長：それでは次回10月7日の委員会は非公開とする。

これで、本日予定されていた日程はすべて終了したが、委員の皆様から何かあるか。

(意見なし)

以上をもって、第1回小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会を終了する。